千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領

千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第１　目的

本市は令和４年２月７日に「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和６年３月に策定した「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、令和12（2030）年度にCO2 排出量を平成25（2013）年度比で46％削減、令和32（2050）年にカーボンニュートラルの目標を掲げている。また、2030年度までに設置可能な市の公共施設に太陽光発電設備を設置している割合50%を目指しており、国が掲げる「設置可能な建築物等に2040年に100％太陽光発電設備が導入されていることを目指す」という目標達成も見据え、市有施設への太陽光発電設備の導入をを行う。

第２　業務概要

１　業務名　千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業

２　業務内容

「千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

３　事業期間

ア 運転開始日は市と協議の上決定する。

イ 運転期間は、運転開始日から最長で20 年間とする。

※なお、国の補助を活用した事業については、当該補助の規定に従って事業を完了すること。

４　見積価格上限額等

この業務に係る見積単価上限額は30.8円/kWh（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、積算にあっては、見積価格上限額の範囲内とすること。

５　前提条件

本事業は、**「令和７年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）」の採択を前提にしており**、契約締結は採択・交付決定後に締結する。また、**不採択となった場合は、中止または契約時期の延期及び事業規模を縮小することがある。**この場合、**企画提案者が本公募型プロポーザルのために要したすべての費用については、すべて企画提案者の負担となり、市へ請求することはできない。**

第３　担当部署

〒066－8686　千歳市東雲町２丁目34番地

千歳市市民環境部環境課カーボンニュートラル推進係（本庁舎１階）15番窓口

電話　0123-24-3131（内線534）

FAX　0123-22-8851

e-mail kankyo@city.chitose.lg.jp

第４　現地調査

第３に現地調査申込及び資料提供依頼書【様式１】の提出があった事業者に対し、施設担当者の連絡先を開示する。現地調査を希望する場合２月28日(金)までに第３まで、電話及び電子メールで申し込むものとする。現地調査日時は事業者にて現地調査期間内にて調整し行うこととし、現地調査日が決まった際は第３へメールで日時を報告すること。なお、施設見学にあたっては、第３及び施設管理者の指示に従うこと。また、緊急の事態が発生した場合は、見学を中止又は延期する場合がある。

(1)　現地調査期間　令和７年２月20日(木)から令和７年３月７日(金)まで

第５　参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1)　以下の書類を提出すること。

・法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

・法人の財務諸表

・直近年度の国税及び地方税に未納がないことの証明書

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(3)　公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5)　千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第１号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(6)　別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、過去に地方公共団体での類似する業務の実績（共同事業者の実績を含む。）を有すること。

(7) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

・建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士

・第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる共同事業者の中でも構わない。

第６　参加表明手続

１　参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1)　提出書類（各部１部）

ア　参加表明書【様式２】

イ　会社概要

ウ　一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し（共同事業者を含む。）

エ　法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

オ　法人の財務諸表

カ　直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

キ　第５に定める参加資格要件に関する業務受託実績調書（任意様式）（共同事業者の実績を含む。）

(2)　提出期限　令和７年３月11日（火）午後５時（必着）

(3)　提出場所　第３に同じ。

(4)　提出方法　郵送又は持参

(5)　提出書類作成時の留意事項

ア　会社概要のパンフレット等がある場合は併せて提出すること。

イ　事業協力者がある場合は、事業協力者に係る物も併せて提出すること。

２　参加資格の確認等

(1)　参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第５に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和７年３月12日（水）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。

併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア　参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

イ　参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2)　参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式

は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間　令和７年３月17日（月）

イ　提出場所　第３に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送、電子メールによること。

(3)　市長は、(2)の説明を求められたときは、令和７年３月21日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第７　企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

１　提案内容

企画提案書は、別紙「千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいた内容とすること。次のア～キまでを必須事項として含めること。なお、検討に当たっては以下の情報を参考に検討すること。

・仕様書別紙１に記載の施設ごとの予定使用電力量及び現在の電力契約の情報、屋根伏図、矩計図、単路結線図等の図面及び構造計算書・各施設の1 年間の電力使用量の30分値等の資料（資料提供の希望があった事業者に対して交付する。資料提供を希望する場合は第３に会社名、担当者名、電子メール送付先を記載し、電子メールを送付すること。）

・仕様書別紙２に記載の太陽光発電設備設置可能性調査結果及び設置想定箇所

ア　実施方針

・提案の基本方針・概要等を記載すること。

・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

イ　会社等の類似業務実績、代表事業者の収支状況（直近５年分）

・国の補助金等を活用した実績があれば、補助事業名も併せて記載すること

・貸借対照表、経常利益、経常利益率、流動比率、固定比率、当座比率、自己資本比率等を記載すること※親会社、持ち株会社がある場合は併記すること

ウ　実施体制に関すること

・　事業実施体制図

・　工事計画概要、実施体制、スケジュール

・　市内中小企業の活用の提案

・　運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

・　故障、緊急時の対応体制図

・　事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

エ　技術提案に関すること

技術提案に関しては、市が示す候補施設ごとに提案すること

・太陽光発電設備容量[kW],パワコン容量[kW],蓄電池容量[kWh]

・自家消費電力量[kWh]、余剰電力量[kWh]、温室効果ガス削減量[t-CO2]

※電力の二酸化炭素排出量係数は0.535kg-CO2/kWhを使用すること。

※初年度及び20年間のシミュレーション結果

・太陽光発電設備、パワコン、蓄電池等の設置場所、設置方法

カ　停電時に利用可能なシステム

・停電時のシステム構成図

・停電時の利用、操作方法（LED照明機器、非常用コンセント等の特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

・自立運転時に太陽光発電設備、蓄電池等から使用可能な出力（kW）

・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力(kW)

キ　見積価格に関すること

・自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金比較

・単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価以下で提案すること（単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること）

・想定発電量を基に全施設における発電設備導入前後の電気料金の比較を記載すること

・設置、維持管理、撤去に係る総事業費及び補助対象経費、補助金額（「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用）

ク　地域貢献等独自提案に関すること

2　企画提案書の書式

企画提案（任意様式）の提出は、企画提案書提出届【様式３】に次の書類を添して行うこと。

(1)　企画提案書（全て任意様式）

(2)　会社概要書

(3)　業務受託実績調書

本業務と同種または類似・関連業務についての契約先、事業名称、主な内容、契約金額、契約年度等

(4)　担当技術者調書

責任者及び担当者の本業務と同種または類似・関連業務についての実績、現在の他の業務との掛け持ち状況等

(5)　業務処理体制

(6)　業務処理スケジュール

※一連の流れ（市との打合せ時期・回数等を含む）が分かるよう、業務ごとに詳細に記載すること。

(7)　業務に係る事業費積算内訳

3　記入上の注意事項

(1)　企画提案は、１企画提案者につき１提案とする。

(2)　用紙サイズはＡ４とし、各々左上をホチキスで綴じ、通しでページ番号を付すこと。

(3)　業務工程表は、Ａ３版の利用も可とする。

(4)　企画提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。（誤字、脱字、計算誤りなどの軽微な修正は除く。）

(5)　見積書は、人件費等の経算内訳が判別できるよう詳細に記載すること。

4　提出方法等

(1)　提出期限　令和７年３月24日（月）午後５時

(2)　提出場所　第３に同じ。

(3)　提出方法　郵送又は持参とし、電子データも併せて電子メールまたはCD-R/DVD-Rに保存し提出すること。

(4)　提出部数　企画提案書提出届（様式３）　１部

その他の書類　９部

5　企画提案書等の著作権等の取扱い

(1)　企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。

(2)　市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

(3)　提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成５年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

第８　質疑応答等

(1)　参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア　提出書類　質疑応答書【様式４】

イ　提出期間　令和７年３月18日（火）までの休日を除く、午前９時から午後５時まで

ウ　提出場所　第３に同じ。

エ　提出方法　電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

(2)　(1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより随時回答するものとする。また、千歳市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9　失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1)　第5の参加資格要件を満たしていない場合

(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)　実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4)　審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10　企画提案の審査方法及び評価基準

1　審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2　ヒアリング等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が６者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1)　実施方法

ア　１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ　企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ　プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて４名までとする。

エ　スクリーン及びプロジェクターは千歳市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

オ　欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2)　実施日時及び場所

第６で示した、企画提案書提出依頼時に併せて通知する。なお、企画提案者が６者以上となり、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3　評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1)　事業者の業務遂行能力等に関する項目（配点30）

(2)　企画提案書、ヒアリング等に関する項目（配点50）

(3)　見積価格に関する項目（配点20）

4　受注候補者の特定

審査委員会において、３の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、審査委員会の議決により候補者を特定するものとする。

なお、企画提案者が１者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が60点を超える場合には事業予定者として選定する。

5　審査結果の通知

(1)　受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア　受注候補者

イ　評価点数

ウ　受注候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ　受注候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2)　受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間　(1)の通知があった日の翌日から５日以内　<u>※必着</u>

イ　提出場所　第３に同じ

ウ　提出方法　電子メールによることとし、必ず電話で第３に定める担当部署へ連絡すること。

(3)　市長は、(2)の説明を求められたときは、書面を受け取った日の翌日から５日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6　審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1)　受注候補者及び評価点数

(2)　全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

(3)　受注候補者の特定理由

第11　契約に関する基本事項

1　契約の締結

10において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

2　契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

3　契約書作成の要否

要する。

4　支払条件

ア 市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を毎月後払いで事業者に支払う。

イ 電力使用量は、計量法の検定を受けた電力量計により計測する。なお、電力量計の検定費用は事業者の負担とする。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

キ 契約単価は、原則、契約期間中一定額とし、積算根拠と共に示すこと。

ク 本事業においては、各施設に提案限度額を設定する。（30.8円/kWh（消費税及び地方消費税の額を含む。））

第12　その他

1　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2　参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3　提出された書類は返還しない。

4　提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5　再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

6　物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。

第13　スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領の公表	令和７年２月19日（水）
現地調査	令和７年２月20日（木）～令和７年３月７日（金） ※様式１を第３にメールで提出すること。 ※申込期限は令和７年２月28日(金)とする。 ※申込みがあった事業者に別途詳細を連絡する。 ※申込みがあった事業者ごとに調整し期間内に実施する。
参加表明書の提出	令和７年２月20日（木）～令和７年３月11日（火）午後５時
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼	令和７年３月12日（水）
質問書の受付	令和７年２月20日（木）から令和７年３月18日（火）まで なお、質問の回答は随時行う
企画提案書の提出	企画提案書提出依頼日から令和７年３月24日（月）まで
事前審査結果の通知	令和７年３月26日（水）までに通知する。 ※併せてヒアリング（プレゼンテーション審査）の日程を通知する。
ヒアリング等（プレゼンテーション審査）	令和７年３月27日（木）午後（予定）
企画提案書審査結果の通知	令和７年３月31日（予定）
契約締結	令和７年８月以降予定※補助金の交付決定が決まり次第

※補助金の交付決定が８月以降を予定している。